

# 市政を問う！

## 一般質問

竹本 清 議員

### 問

#### 行財政運営について

- 一・「新伊予市」の財政の実態を過去の実績と将来の見通し
- 二・将来の財政困難を見据えた行財政改革について
- 三・近代的な住民自治組織の確立について

### 答

中村市長

二・新市建設計画のまちづくりの基本理念として掲げている一、情報公開と住民参加による開かれた市政の推進、二、健全で効率的、効果的な行財政システムづくり、三、市民ニーズに即応できる業務体制の整備、四、職員の意識改革と能力向上、主体的な創意工夫を重視した意識の高揚を行行政改革の基本的な視点と定め、行政・議会・市民が一体となって推進することこそが時代

に即し、また新伊予市にふさわしい簡素で効率的な行財政システムの確立につながるものと確信している。

具体的には、総合計画策定審議会に総合計画とあわせて市民の行政への参画、行政改革に関することについて調査、審議をゆだねている。

また、行政診断、人事評価及び行政評価システムの構築を専門機関に委託し、まず行政内部からの改革・改善について全職員を対象にした意識調査を行っている。

さらに、行政改革大綱及び集中改革プランも策定し、具体的な目標値や指数等も盛り込んでいく予定である。

三・限られた財源と人的資源を有効かつ効果的に活用し、新たなまちづくりを進めていくためには、住民ニーズに即応した総合的な行政を自らの判断と責任によって実施することが求められている。いま一度、原点に立ち返った見直しが必要であると考えている。そのためにも新しい住民自治の在り方やルール等を明確にして、積極的に市民に向け発

### 答

財政監理課長

信、公表し、説明をしていくことが急務である。これまでの運営手法や慣習、さらには既得権等、あらゆる面での見直しが必要と考えている。

一・財政実態は、普通交付税は一市二町で平成十二年度十六億五、六百万円が平成十六年度は五十二億八、八百万円と減少している。その代替策として振替え財源である臨時財政対策債が平成十三年度から制度化されたため二億八千万円余から平成十五年度には十一億二千万円と一気に増加をし、何とか財源確保ができていくのが実態である。しかし、三位一体改革の影響から平成十六年度は約八億円と減少している。

平成十六年度の地方交付税と臨時財政対策債が普通会計の歳入総額に占める割合は、旧伊予市が三十二・〇%、旧中山町が四十五・二%、旧双海町は五十一・〇%と極めて高く、交付税の動向が財政を大きく作用する構造を抱えている。一市二町で二九五億九、三百万円と多額な借金を抱え

### 問

#### しおさい公園の運営管理について

- 一・突然の使用禁止について説明を求め。
- 二・しおさい公園や体育館の管理運営について
- 三・芝生の再生状況と競技場の再開時期について
- 四・市民競技場の「日本陸上競技連盟」公認五種競技資格取得について

### 答

中村市長

一・市民競技場の急な使用禁止は、芝の損傷が激しく、使用続行は、回復不能と判断し、



トラックを走る中学生

やむなく全面休止とした。現在の芝の状況は、順調に回復して、回復率は八〇〜九〇%である。

二・トラックの使用制限は、作業中の安全確保と薬剤散布利用者の安全・効率化に考慮したためである。幸いにも芝の回復が順調なことから、港南中学校の陸上部には、作業の支障にならない範囲でトラック部分の使用について、九月下旬以降許可を認めている。三・使用再開時期は、芝の完全回復状況、一定の養生期間等を考慮し、慎重に検討しており、できる限り早い時期に再開したい。

四・第五種の認定を受けるべく、現在陸連と協議を進めており、また、他の施設についても、すでに全国・四国大会等の開催実績もある。なお一層、関係団体の働きかけや誘致活動を強めていきたい。

問

AEDについて

※AED「自動体外式除細動器」の購入か、リースでの機器設置の考えはどうか。

設置場所は、季節限定を含めて、不特定多数の集う所へ、安全安心な生活ができる設備を。

市職員・教職員を含めて緊急時使用できるように、講習等の啓蒙・啓発活動の推進を望む。

答

中村市長

法務省、消防庁の発表によると、平成十六年の全国の救急出動回数は、五百三万一千四六四回で、前年比四・一パーセント増で初めて五百万回を突破した。そのうち全国の救急隊が搬送した心肺停止疾病者は九万四、九二〇人で、救急隊の到着前に応急手当がされている場合とない場合の一カ月後の生存者数について調査した結果、救命効果は

一・二倍向上していることが判明した。これを受けて、消防署としても応急手当の普及啓発に向けて講習会等開催に努めている。今年の一月から八月まで五一回の救急講習会を実施し、すでに一、五五三人に受講済証を交付している。

AEDの使用は平成十六年七月一日から一般市民でも使用可能となっているので、そのうち十六回、三四六人にはAEDの使用を含む応急手当の講習会を受講していただき、応急手当の普及啓発に努力している。今後も引き続きその使用が円滑に行われるよう、市民への講習会の実施等、指導体制を充実させたい。

購入方法は、レンタル方式も含め、費用対効果を十分にしんしゃくしながら検討したい。

設置場所・設置方法等は、高価な機器であるので、関係機関と十分協議し、最大限の効果が発揮できる有効な活用が求められているのは当然である。例えば、市民体育館等、大勢の人が集まる公共施設に計画的に設置し、万が一のときにも対応ができるようにすることは、費用対効果の上からも当然のことと考えている。

また、市職員を初めとする関係職員等の受講についても、AEDの使用方法も含め計画的に救命救急の講習会等に可能な限り当該当事者を参加させ、市民の救命率の向上に役立てていきたい。

※AED「自動対外式除細動器」・・・電気ショックが必要な心臓の状態を判断できる心臓電気ショックの機器。



AED「自動対外式除細動器」

問

市役所職員の国際ボランティア活動について

期間中の職員の身分を継続したままで派遣される「現職参加制度」の条例制定の確立を望み、開発途上国への青年海外協力隊員として貴重な体験や国際感覚を育み、意欲ある職員となる、また、市内企業への導入推進の啓蒙を望む。

答

中村市長

国際ボランティアの一員として参加することで、貴重な体験をし、国際感覚を育むことは本人にとつてのプラスのみではなく、本市にとつても大変有意義なことと考える。

現在、本市においては、職員がボランティア活動に参加するための休暇の根拠は、伊予市職員勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第十九条第一項第四号の規定による特別休暇であるが、この休暇は職員が自発的にかつ報酬を得ないで社会に貢献する活動を行

う場合に、年間で五日の範囲内で休暇を認めるものとなっている。国際ボランティアの活動の根拠としては、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の職に関する条例を、愛媛県では松山市と新居浜市が制定をしており、松山市では一人の派遣実績がある。この種の条例の制定が、ボランティア貢献を希望する、意欲ある職員の発掘に結びつくことと大きな期待を持ちながら、前向きに検討したい。



バン格拉ディッシュにて農業指導 (青年海外協力隊)

緊急災害時の土のうの  
備蓄について

問

地域住民からの土のうの要請があった場合、土のうの量的確保・災害現場への搬送時間の短縮が図れ、地域の消防団員の迅速な対応が可能と思われるので、各分団での土のうを備蓄することについて、ぜひ前向きな検討をお願いしたい。

答

中村市長

梅雨時期、台風等の水害活動に必要不可欠なものが土のうであり、有事に迅速に対応できるだけの備蓄の確保は絶対の要件と考えている。現在、土のうの備蓄は常時、伊予地区は伊予消防署に完成品の約一千袋、土のう袋約五千枚、土砂約十トンを確保しており、中山地区では、中山町民グラウンドに約一千袋、双海地区は上灘のふれあいの館と下灘運動公園に各一千袋を常備し水



備蓄されている土のう

害の備えをしている。もちろん、事前の気象情報を受けて、災害規模を予測し、事態に対応した備蓄の増量を行っている。

しかし、七月三日の梅雨前線による集中豪雨における伊予地区での水防活動に際して、必ずしも満足に土のうが確保できなかったのも事実である。消防職員や消防団員、そしてほとんどの市職員を動員して、懸命な土のう製造、搬送、積み上げ等の水防活動に従事したが、市内広範囲での同時発生、極めて大規模であったこ

と等の悪条件が重なったことから、大量、そして一斉の土のうの需要に供給が追いつかず、その結果、混乱が生じ、さばききれなかったことによるものである。

この教訓を踏まえ、水害の大規模かつ広域的な発生、あるいは土のうの搬送路の寸断等、複合的な悪条件を考慮した場合、市内各所に土のうを準備しておくことは有効手段である。確保の方法、場所選定等、関係機関や組織と十分協議をし、万全を期したい。

唐川地区農業集落  
排水事業について

問

更なる森川水質改善のため、中山ほたるまつり、双海ほたるまつりに続く伊予ほたるまつりが開催できるように河川浄化に努められたい。大平地区上流の唐川地区への農業集落排水事業の推進について切に願うものであり、現在までの取組状況と、今後の計画について伺いたい。

答

中村市長

唐川地区の農業集落排水事業の推進については、平成十三年度に唐川地区で下水道整備についてのアンケート調査を行い、その後農業集落排水事業の概要説明会を馬場から両沢までの七集落で実施した。

平成十四年度に高知県春野町の集落排水事業の推進及び取組状況等についての先進視察研修を実施し、再度の集落排水事業の説明会を実施した地域もあった。

平成十五年度、愛媛県下水

道化基本構想の見直し時において、当地区を合併処理浄化区域から農業集落排水区域に変更して、平成十六年度には上水道拡張計画と合わせた説明会を行うなど、上水道事業と並行して本事業の推進に取り組んでいるところである。今後は、事業推進の住民組織としての協議会を早い時期に立ち上げ、地域住民から施行同意及び接続同意を得ていきたいと考えている。

事業着手に向けた今後の計画は、平成十八年度に事業採択を受け、平成二十二年度に供用開始の予定である。



問

健康診査の件について

市長の所信表明には、市民の健康増進のため疾病の早期発見、早期治療及び適正受診等、諸施策の推進に努めると述べられているが、前年度まで健康診査ができていた集会所の数が合併により減り、受診率の高かった場所に対し不合理と考える。行政の今後の考えを伺いたい。

答 中村市長

超高齢化社会を迎えた今日、健やかに心豊かな人生を過ごすためには、何よりも健康が大切である。その意味からも本市において健康づくり事業を最も重要な施策の柱に位置づけ、現在まで積極的に取り組んできた。今後一層の充実強化を図っていく考えである。具体的には、伊予・中山・双海の各保健センターを拠点に、健康教育・相談・検診等の一環した健康づくり事業を

展開する。そして、疾病の早期発見・早期予防・生活習慣病の見直し・改善等、地域性を踏まえながら、多岐にわたった事業の実施である。

質問は旧伊予市における検診のことと思うが、合併を機に公民館での検診に婦人検診に、胃がん・超音波検診を加えるなど、検診内容の充実を図りながら、その一方では、健康診査実施機関の要望の受け入れもやむを得ない状況があったのも事実である。というのは、集会所での検診事業で受診者が少数という例も多々あったことから、健康診査実施機関から問題提起があり、また、費用対効果の面も考慮し、検診の見直しを行ったが、決して身近な所で容易に受診できるといふ体制づくりを軽視したわけではないということとを申し添えておきたい。もちろん、病気の早期発見、早期治療は最も基本的なことであるし、ひいては、国保等の保険財政にも大きな効果が期待できるものであるから、過去の受診状況あるいは地域性種々検討を加えて有効と考える地域にモデル事業として検診計画を策定し、実施に踏み切りたいと考えている。

さらに、介護保険法の改正による介護予防の観点からも、検診方法を検討し、総合的な健康づくりを推進させていく考えであるので、市民各位、自分の健康は自分で守るといふ意識の高揚とともに積極的な受診を期待したい。



検診が行われていた宮下集会所

問

総合計画 策定審議委員会委員の選定について

六月広報で、市民の皆様の見解を反映させるため広く市民に審議会を構成する委員を募集した。市長の所信表明でも、この審議会のことは述べており、だれを委員に選ばれたかを広報等で公表すべきと考える。この審議会は大変重要であると認識しているが、義務・権限を含め見解をお聞きしたい。

答 中村市長

審議会の委員構成は、市議会議員五人・市職員三人・学識経験者として元合併協議会委員から四人・公募による市民八人の計二〇人となっております。八月中旬にその委嘱と第一回目の会議を開催した。また、市民の皆様には、委員構成の概要について、広報十月号でお知らせすることとしている。

そして、委員の選考方法は、



総合計画策定審議委員会の会議風景

市議会議員の選出は議会からの推薦により委嘱し、市職員は市内募集で任命した。学識経験者としての委員は、合併経緯に精通されていることから、市民代表の立場であった元合併協議会委員に互選をお願いしたものである。公募の委員は十二人の応募があり、応募の際に提出いただいた作文を参考とし選考した。

伊予市総合計画案策定審議会委員の義務、権限についても、新伊予市の基本構想及び基本計画、いわゆる総合計画の策定と推進に関すること、合わせて市民の行政への参画に関すること、行政改革に関することなど重要な事項について調査し、審議の結果を私に答申していただくこととなっている。それを受けて、議案として取りまとめ、来年度中に議決を得て総合計画を決定したい。

問

ミカンバエについて

双海町では、平成十六年十月に※ミカンバエの調査をした結果、満野地区三方所、池の窪地区一カ所で害虫の確認をしているが、発生源は放任園が占めていた。早急に放任園の調査をし、今後の柑橘経営に支障のないよう害虫対策に取り組んでもらいたい。



放任園

答

中村市長

双海町において、平成十六年度に十九カ所を選定し実施したミカンバエ拠点調査の結果、下灘地区の薬剤防除等一般的な管理がなされていない柑橘放任園四カ所で発生が確認された。このことから、同年、十一月に双海町放任園害虫対策協議会を設置して、放任園の調査を実施するとともに、被害発生が確認された園地及びえひめ中央農業協同組合員の柑橘放任園の合計一四・二ヘクタールを対象に、放任園の樹の伐採を実施し、伐採経費の一部の助成を双海町で行った。

今後のミカンバエの被害対策としては、本年八月三十日設置の伊予市耕作放棄地対策協議会において、伊予市全域の放任園を含む耕作放棄地対策の検討を行うことが決定された。

当面の対応としては、今年度は被害発生地域及びその周辺地域を重点に、放任園地の調査、耕作放棄地伐採及び防除等、適正管理を強化する方向で検討を加えていこうというものである。具体的には、双海地区の耕作放棄地マップを基に、ミカンバエの発生状況調査を十月中旬に予定している。このミカンバエの根絶は、被害が確認されている市町を含めた広域的な取組が不可欠であることは当然であり、関係市町とも連携しながら、適切な対策を実施することで本問題の解決を図りたい。

※ミカンバエ・ミバ工科の在来種。かんきつ類に卵を生みつけ、幼虫は果肉をエサに成長。幼虫の体長は十一ミリ。ミカンコバエのような検疫重要度害虫には指定されていない。

問

伊予消防署双海出張所庁舎の建築について

双海出張所の庁舎は、老朽化が激しく、面積も一四〇・〇七平方米しかない。職員数のわりには狭く、活動に不便であり、双海地域住民の生命・財産を守ることが難しい状態である。



伊予消防署双海出張所

双海地域の防災拠点としての耐震性の消防庁舎建築を早急にしたい。

答

中村市長

伊予消防署双海出張所は、昭和三十八年度に築造、供用開始されてから、すでに四十二年経過している。昭和五十七年に一部増築されているが、老朽化が著しく進んでいる。消防防災活動の砦である消防庁舎は何にもまして重要な行政施設である。その意味からも、新市建設計画の中でも住環境の整備と生活安全の確保を主要施策のひとつに位置づけている。とりわけ消防・防災・市民の安全確保の充実に最大の努力を傾注していく考えである。さらに、双海出張所建築事業は、今議会に上程している過疎地域自立促進計画の中に、具体的な事業として盛り込んでいるので、計画期間内の早い時期の建築を目指していきたい。

問

浸水対策について

- 一・水路の拡幅・かさ上げにより越水防止に努めては。水路網の全所的な見直しを求めらる。
- 二・生活雑排水・農業用水の富栄養化により藻が増加している。対策を求む。
- 三・尾崎浜地区の排水ポンプの復活と尾崎市営住宅の排水ポンプの能力アップを求めらる。

答

中村市長

一・水路が氾濫した箇所の改修は、被害箇所の土地利用状況だけではなく、最下流から上流までの雨水排水計画との整合性を保たなければ、逆に新たな被害箇所を生み出すこととなりかねない。そして、周辺部に新たな被害が発生しないこと断言できる箇所にあつては、かさ上げ、拡幅等は順次拡幅したいと考えている。また、工法は石積み等の場合、水路幅が概ね一メートル以上

の比較的大きなものにしか効果がないので、適切に対策を講じていきたい。

二・水路に発生する藻の対応策は、公共下水道供用区域内は、下水道への接続について、住民啓発を徹底し、その他の地域に対しては、合併処理浄化槽の設置と、適正な維持管理を呼びかけ、順次効果を上げていく。ただ、これらの対策は、住民個人にとつて、かなりの経費負担を伴うものがあり、一気に好転するということは、なかなか困難な実態である。

なお、リン等の合成洗剤の使用抑制は、女性団体等を通じて廃油石鹸等の普及に努めている。これら生活排水問題も無視できないが、農業用排水路は余剰肥料が主原因であるので、関係機関と協議し、適正な指導に努めたい。

さらには、水路幅の比較的に広いものは、通常の流量が不足しがちであるので、水路の中にさらに小さな水路をつくる、いわゆる複水路化などで常時流れる水路を狭くし、藻の発生を抑える措置をとりたい。

三・本郡浜ポンプ場の前面スクリーンに除塵機を設置する

御提言は、スクリーン直前の設置ではその場所の確保等解決すべき課題が考えられるので、一定程度距離をおいた上

尾崎浜地区に設置されていたポンプ排水施設の復活は、この地域は周辺地域に比して極端に低地であり、他の水系で特に古小川からの雨水流入が原因で浸水したものとと思われる。降雨のたびに苦慮しているが、古小川が二級河川であり県管理となつているので、県に対し強力に要請・要望をしたい。あわせて、ポンプ排水施設の復活も視野にいれた検討を加えたい。

尾崎住宅のポンプ排水による海水への放流は、漁協との調整が必要となるため、状況等を関係者に御理解いただき、期待に沿うべく努力をしたい。



複水路化とかさ上げ工事

問

団塊世代対策と人口増対策について

- 一・二〇〇七〜〇九年に定年退職を迎える団塊世代に対し、伊予市出身であるとなつてに問わず、本市への定住化対策を考えてはどうか。
- 二・合併の中で唱える新市建設計画の、グリーンツーリズム・ブルーツーリズムを具現化するものとして、農山村・漁村振興策と一体化させては。

答

中村市長

一・団塊世代の大量退職者問題は、大きな課題となつていく。その関連する施策として、退職者を受け入れることは人口増加策の一つの方法として評価が得られると思う。

人口増加策として、定年退職者を対象とした施策を実施するということのみではなく、魅力あるまちづくりを展開していく中で、若者から定年退職者、高齢者まで、伊予市に住んで良かった、住んでみたいと思われる施策を展開していくことが重要と考えている。

二・そこで、まず都市住民と農村との交流を図るためのグリーンツーリズム、ブルーツーリズム具体化により、本市の自然環境に都市住民が接することのできる交流体制の整備を図り、伊予市の魅力を十分アピールすることは、農林水産業への新規参入を含めた新規定住者の確保や遊休地対策として有効な方法であると考えている。その具体的事業として、本年度双海地域で、

国の元気な地域づくり交付金を活用したグリーンツーリズム協議会を設置し、具体案の検討会や先進地視察を行う予定で、今後は伊予市の豊かな自然環境と安らぎのある生活を都市住民へ周知できる体制の確立ができると考えている。耕作放棄地や農家の空き家を利用して、移り住んでもらうためには、地元の受け入れ態勢や法の規制緩和等の問題がある。この解決策の一つとして、構造改革特区制度の活用が考えられるが、その作業にはかなりの手間を必要とする。これらの点を踏まえて、今後耕作放棄地対策協議会を設置する等、農林水産業の担い手対策と人口増加対策を同時に解決することは、大変有意義と考えている。

問

地域包括支援センター  
設置について

介護保険制度の改正により、介護予防に重点が置かれ、在宅看護を中心にサービスが公平になるよう改善されるということであるが、悪くなったという声が出ている。在宅支援についても事業者委託が多いが、公平中立的立場の地域包括支援センターを国は望んでいる。伊予市として、今後の進め方を伺いたい。

答

中村市長

今回の介護保険法の改正の概要は地域包括支援センターの設置、新予防介護、地域支援事業の創設、施設給付の見直し、サービスの質の向上等、基本的には介護サービスの適正化・効率化に力点が置かれていることも事実である。そもそも、介護保険制度は、事業者が県の許可指定を受け事業を開始するもので、当然、

実地指導等の実務は指定者である県の役割である。一方、保険者たる市は、介護保険法の規定によって、実地調査等をもって現状を把握・確認の後、介護保険適正化を実施している。

合併によって、介護保険料は新市同一の保険料負担であるが、サービス利用については合併以前と同様であると考えている。さらなる介護者の介護負担軽減にも資するため、地域ふれあい支え合い事業も実施している。今後も引き続き介護保険制度の趣旨を深く理解、認識し、介護状態に適したサービスの利用を提供しながら、健全かつ円滑な運営に努めたい。

地域包括支援センターは、地域ケアシステムの総合拠点施設として、公平・公正が求められており、本市では現在地域に密着し活動を展開している六カ所の在宅介護支援センターと協議を重ね、包括的・継続的なケアマネージメント、介護予防等適切なサービス提供を大前提に、慎重に調整を図っている。ちなみに、国においては、生活圏域内人口二万から三万人に一カ所と、概ねの基準を示しているが、配

問

知的障害者・身体障害者  
対策について

置人員等の問題もあり、運営主体について特段の決定はしていない。今しばらく御猶予をいただきたい。

家族会立の精神障害者小規模作業所は手狭であると聞いている。庁内の相談も特別な室もなく、相談に行きにくいとの声もある。総合福祉センターをつくり、居場所づくりをしてはどうか。将来的にはどうしても必要であると思われるが、考えを伺いたい。

答

中村市長

本市における四月一日現在の手帳を所持している障害者数は、身体障害者一、五八五人、知的障害者二、三三五人、精神障害者九七人である。

障害者が安心して相談でき、くつろげる場所とは、精神障害者に関しては小規模作業所が中山地域に一カ所、伊予地区、双海地区には松前町も含



ワークハウス睦美の作業風景

めた家族会立（伊予市灘町）に一カ所の計二カ所である。ただ、伊予地区の作業所は、施設の老朽化、手狭等问题が多く、現在新しい作業所について運営委員会で模索している。

知的障害者の場合は、平成十年度に手をつなぐ育成会が資金を調達し、通所授産施設なぎさ園を建設した。ただ、この施設も定員二十名で、待機者もあり、また土曜・日曜の居場所、保護者の高齢化等により、将来の自立を目指したグループホーム、障害者の最終目標としての就労の支援を行う場所等、多くの課題を抱えているのも事実である。

身体障害者の場合は、七割が六五歳以上であり、介護サービスを受けている方も多く、さらには四十歳未満の障害者も七二人おられるなど、作業所等や社会的な居場所の確保が求められている状況である。市では福祉課を窓口にして、係からも総合福祉センターの設置も計画していく必要があると思うが、ちょうど今年度において、市で障害者計画を策定すべく、第一回の策定委員会を終えて障害者へのアンケート調査を実施する段階である。この計画の中で策定された具体的な課題、計画を参考にしていきたい。

県下十一市で総合福祉センター未設置の市は、四市であるとの状況を踏まえ、本市でも新市の建設計画に計上されていることから、今後総合計画策定委員会での審議を待つて取り組んでいきたい。